

令和元年10月26日

保護者様

佐野市医師会
佐野市保育課
佐野市こども課
佐野市教育委員会学校教育課

感染性疾患における「意見書」「登園・登校届」「インフルエンザ経過報告書」の提出
についてのお願い

保育園・幼稚園・認定こども園・学校では、感染症に罹患した子供の体調ができるだけ速やかに回復するよう、迅速かつ適切に対応するとともに、園児・児童生徒が長期間にわたり集団で生活する施設での感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止期間に準じて、あらかじめ登園・登校のめやすを確認しておく必要があります。

2018年に国の感染症ガイドラインが改定されたことに伴い、今まで、場合によっては各園や学校で個別の用紙で提出していた許可証を、疾患の種類に応じて「意見書(医師が記入)」又は「登園・登校届(保護者が記入)」「インフルエンザ経過報告書(医師と保護者が記入)」を保護者から保育園・幼稚園・認定こども園・学校に提出する形をとることとなりました。

佐野市では、小中学校に関しましては、現在登校許可証は提出する必要がないことになっておりますが、今後は、疾患の種類に応じて書類を提出していただくこととなります。

子どもたちが健康に保育園・幼稚園・認定こども園・学校に通えるよう、適切な健康管理を行うために必要と考えて、国の方針に従いこのような方法をとらせていただきますことをご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

意見書および登園・登校届、インフルエンザ経過報告書の取り扱い方法については、以下の通りになります。

①「意見書」「登園・登校届」「インフルエンザ経過報告書」の用紙の発行について

佐野医師会会員の医療機関での発行になります。

佐野市医師会会員の医療機関での発行になります。

佐野市医師会会員の医療機関については、佐野市医師会ホームページに掲載されております。

②文書料について

佐野市医師会共通書式(医療機関発行)につきましても、**無料となります。**

それ以外の書式(保育園・幼稚園・認定こども園・学校独自の書式等)につきましても、各医療機関が定める文書料が発生いたしますのでご注意ください。

③「意見書」「登園・登校届」「インフルエンザ経過報告書」の用紙は、佐野市医師会の医療機関に配置されております。